

那珂市における第2層事業の展開

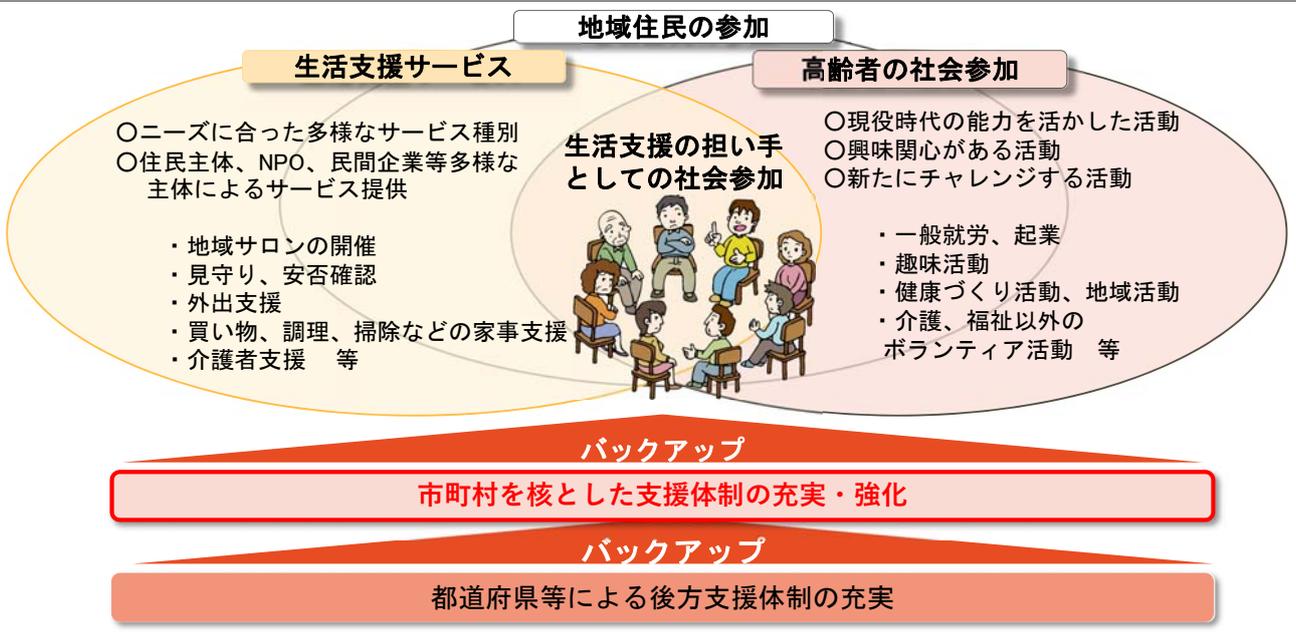
(介護予防・生活支援サービス基盤整備事業)

社会福祉法人那珂市社会福祉協議会

1 国の指針に基づく基本的な考え方

①生活支援体制整備事業のねらい・役割

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
 - 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
 - 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
- 具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



②-1 生活支援コーディネーター・協議体の考え方

(1) 生活支援コーディネーターの配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、**当面AとBの機能を中心に充実**。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、**第1層の市町村区域**、**第2層の日常生活圏域**があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① **第1層 市町村区域で、主に資源開発**（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② **第2層 中学校区域（日常生活圏域）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開**

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

②-2 コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**・・・第1層、**第2層**
- サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**・・・第1層、**第2層**
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング**・・・**第2層**

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

5

②-3 協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査やマッピング等の実施）
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

具体例

- ・地域の課題についての問題提起
- ・課題に対する取組の具体的協力依頼
- ・他団体の参加依頼
（A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある）

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。
※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。
※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

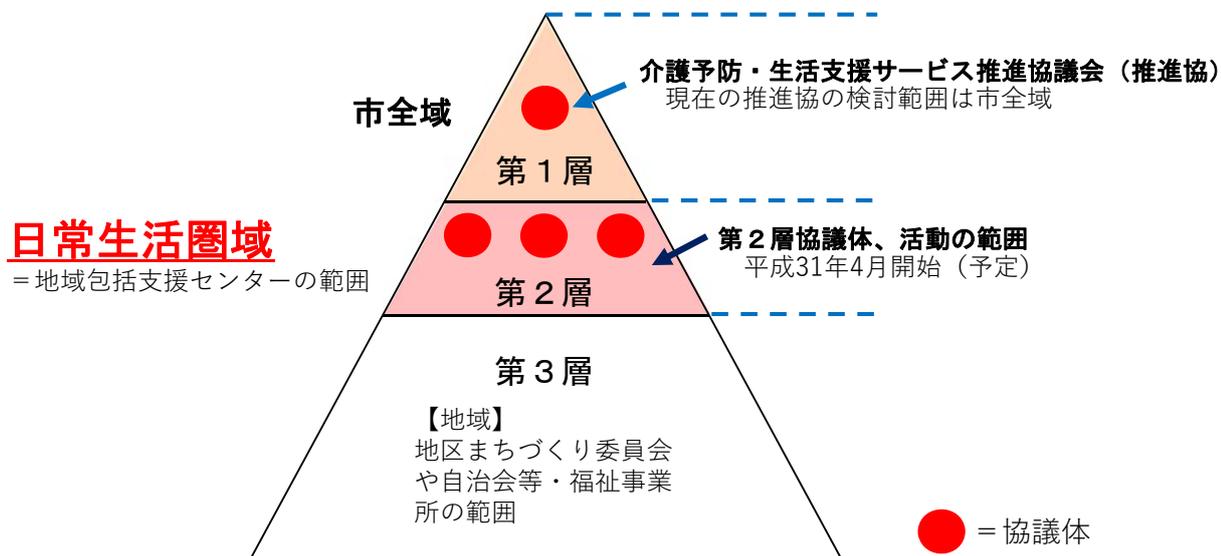
- 行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
 - コーディネーター
 - 地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）
- ※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

6

2 那珂市における事業の考え方

①那珂市における協議体・圏域の考え方

第1層を市町村圏域として、那珂市においては第2層を日常生活圏域、第3層を地域として設定。（協議体設置コーディネーター配置は第2層まで）



②第1層協議体（推進協）の構成について

取り組み検討にあたり様々な視点の意見を取り入れていくため、必要に応じて委員以外の関係者等の参加を求め、出入り自由な協議会とする。

また、全体会のほか詳細を検討する部会を開催し、より具体的な協議を行う。

NPO法人代表（第1期は移送）	介護サービス事業所代表（居宅・訪問・通所）
地区まちづくり委員会（8地区全て）	民生委員・児童委員（単位から1名ずつ）
ボランティア団体（介護予防活動）	生活支援サービス提供企業（生活協同組合）
生活支援コーディネーター（社協）	地域包括支援センター（3センター長）
市関係課（介護長寿課、社会福祉課、健康推進課、市民協働課）	

【これまで実施した部会】

訪問部会、通所部会、ココカラ部会、移動部会、生きがづくり部会、運営部会（継続）

③那珂市における第2層の基本的な方向性（第2回推進協で説明）

事務局、運営部会員及び推進協内で検討した結果、那珂市における第2層協議体について次の方向性で展開する。

- 1) 第2層協議体は「日常生活圏域（3圏域）」に設置する
- 2) 協議体は日常生活圏域に設置するが、実際の活動範囲は地区まちづくり委員会（8地区）の範囲とする
- 3) 協議体の設置にあたっては、類似する協議体との重複はなるべく減らし「日常生活圏域高齢者ネットワーク会議」と合同で開催。

④日常生活圏域高齢者ネットワーク会議（地域ケア会議）との関係性と役割分担 1

第2層協議体と、地域ケア会議は以下のような役割を持っている。大きな違いとしては、個別課題解決機能の有無であり、他については表現は違うがほぼ同じような機能となっている。ただし、それぞれに中心となる機能（赤字）は異なっており、相互に連携しながら取り組みを行うことで、より良い事業展開が可能となる。

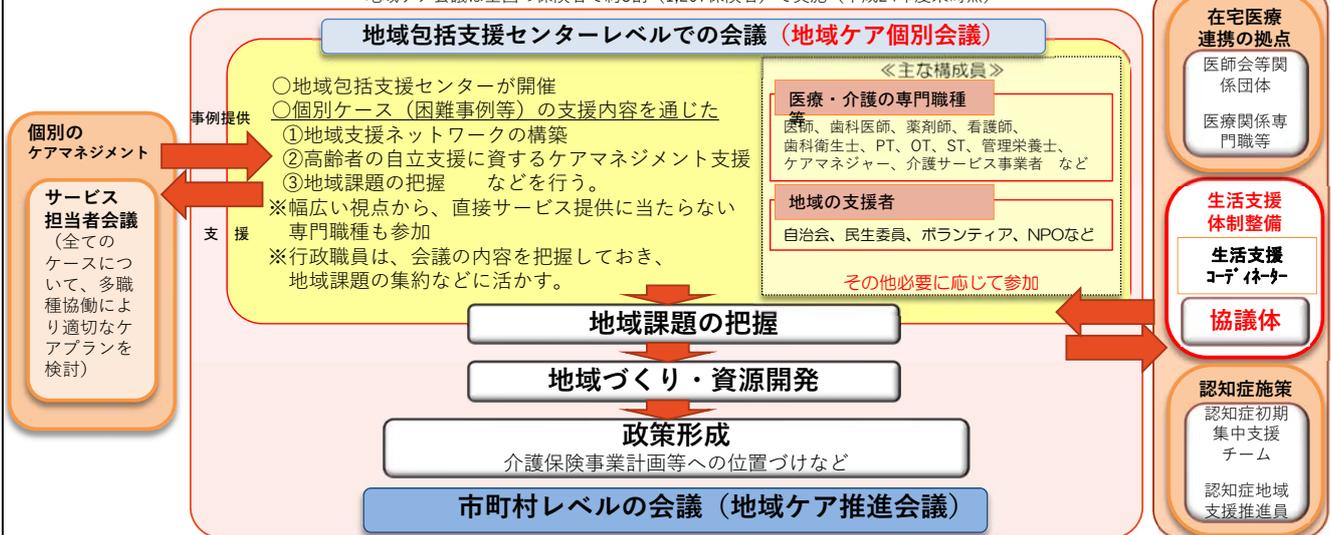
第2層協議体	地域ケア会議
	個別課題解決
情報交換・働きかけ	ネットワーク構築
地域ニーズ把握・情報の見える化	地域課題発見
地域づくりにおける意識統一	地域づくり・社会資源開発
企画・立案・方針策定	政策形成

なお、地域ケア会議においては「**地域ケア会議**」の強化方針が平成26年度に国から明示されており、中心機能である個別課題の解決を推進することが求められている。（次ページを参照）

【参考】地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」（地域包括支援センター及び市町村レベルの会議）については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進める必要がある。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援等を行うとともに、地域づくり・政策形成等につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。
 - ・適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして位置づけ
 - ・市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
 - ・地域ケア会議参加者に対する守秘義務を規定、関係者の出席や資料・情報の提供など地域ケア会議の円滑な実施が可能 等

・地域包括支援センターの箇所数：4,484ヶ所（センター・プラチ・サブセンター合計7,196ヶ所）（平成25年4月末現在）
 ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割（1,207保険者）で実施（平成24年度末時点）



【参考】「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン抜粋

地域ケア会議と協議体の関係

問 地域ケア会議と協議体との連携についての記載があるが、どのような関係なのか。構成メンバーは共通するものではないか。

1 地域ケア会議については、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立に資するケアプランにつなげていくとともに、個別事例の検討を積み重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発などにつなげていくもの。

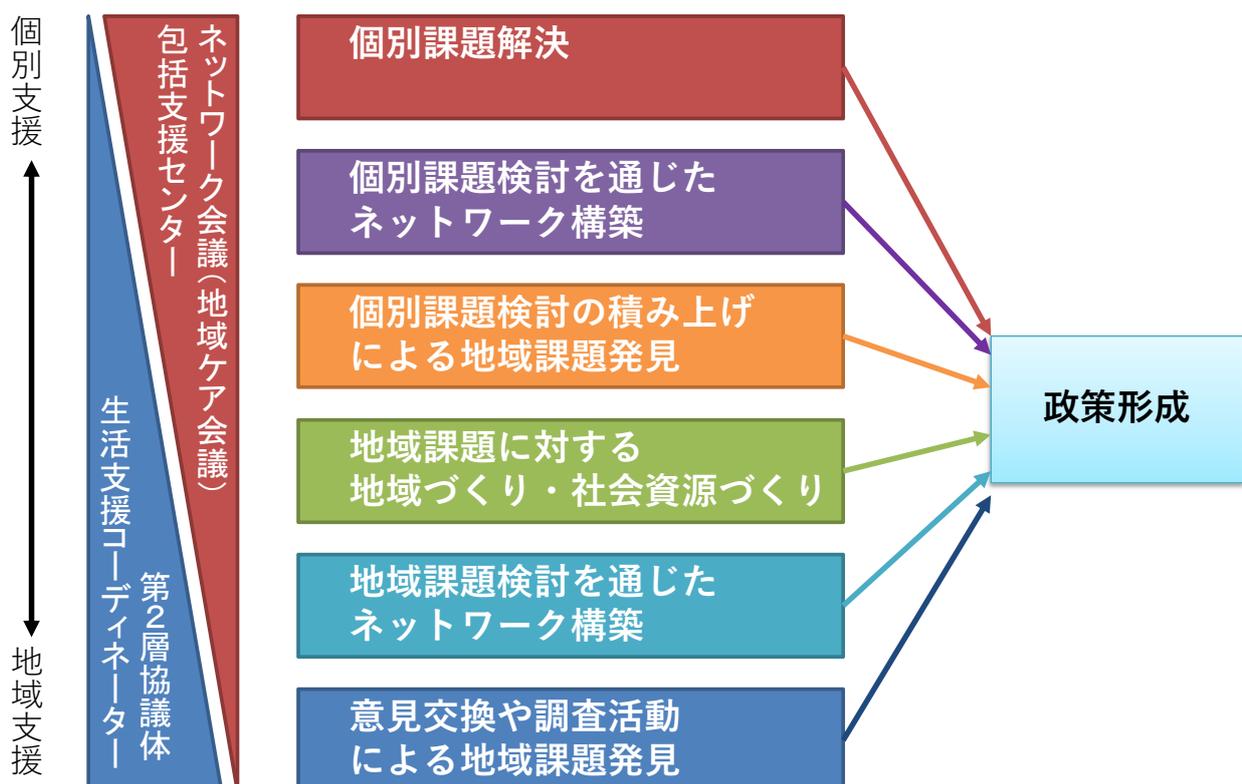
このように地域ケア会議については、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取組をサポートするものであることから、ガイドラインでお示ししているとおり、「生活支援・介護予防サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい」と考えており、例えば、**地域ケア会議にコーディネーターが参加するなど地域の実情に応じた連携した取組を進めていただきたい**と考えている。（なお、ガイドラインにおいて地域ケア会議によるサービス開発の事例も紹介している。）

2 **地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて医療関係職種などを含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うことが基本である一方、協議体は、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することとしている。**このように**性格等は異なる**が、協議体の構成メンバーは、地域ケア会議のうち、地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルが集まり、地域づくり・資源開発、政策の形成の観点から議論する市町村レベルの会議と一般的には一部重複することも想定されるので、例えば、**小規模な自治体では両者を連続した時間で開催する等効率的な運営を図っていただきたい。**この場合も、**コーディネーターの補完や地域ニーズの把握等の協議体に期待される役割を全うできるメンバーを選定いただきたい。**

13

③地域ケア会議との関係性と役割分担 2

地域ケア会議と第2層協議体生活支援コーディネーター（SC）の役割は、以下の示す図のようなイメージであり、双方がそれぞれの持つ機能を分担しながら進めていくことが効果的である考えられる。

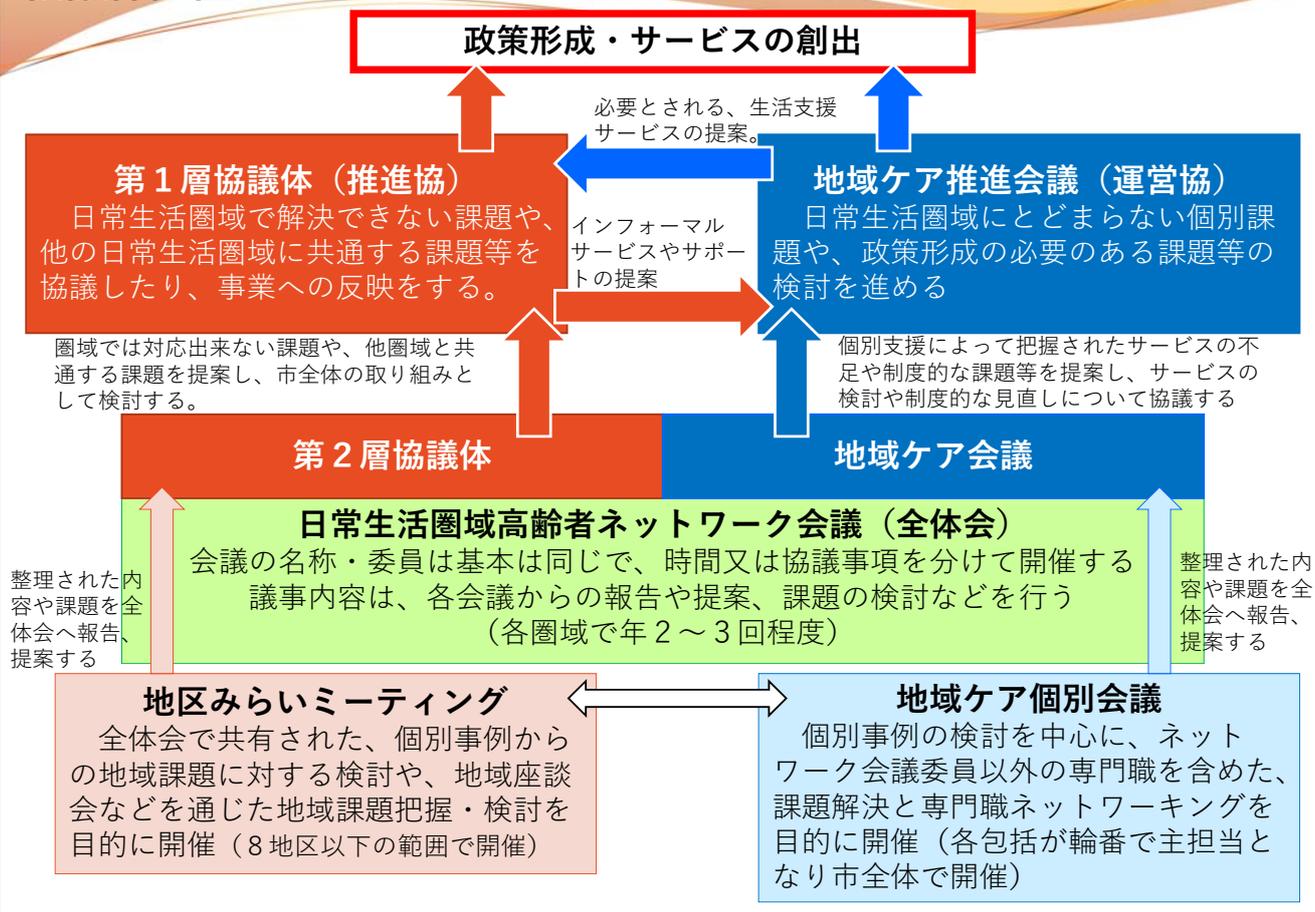


③地域ケア会議との関係性と役割分担 3

協議体と地域ケア会議の役割分担について以下のように整理し、連携した会議の運営をすすめる。

- 1) 地域ケア会議は厚生労働省の方針に沿って、地域ケア個別会議を強化し、より多職種に参加による地域ケア個別会議の運営を進める。
- 2) 地域ケア個別会議の情報を蓄積し、協議体等においてそれらを見える化するすることで、地域課題を明確にする。
- 3) 協議体では、個別課題から見られた地域課題に沿って、地域づくりをするための方針や働きかけを行う。
- 4) 地域ケア個別会議で見られた不足するサービス等について、協議体を通じて社会資源等の開発を行う。
- 5) 協議体や生活支援コーディネーターの活動を通じて地域の実情を把握し、生活支援・人材育成など社会資源開発を進める

協議体設置イメージ



④第2層協議体設置案1

1) 第2層協議体の開催手法

日常生活圏域高齢者ネットワーク会議委員を協議体の委員とし、時間や協議内容で整理して合同開催する。

2) 合同開催の目的

①2層協議体としてのねらい

聞き取り等による調査のみでは、実際の個別課題に対する活動検討が行えないことから、地域ケア個別会議で積み上げられた個別課題から地域課題化する。

②地域ケア会議としてのねらい

地域ケア個別会議では、専門的な協議をすることで、課題解決能力の向上目的としているため、より幅広い専門職の参加を得て専門性の高い事例の検討を行う。

③双方共通のねらい

同じ会議上で個別課題の話し合いを行うことで、地域づくりの上で必要な情報が共有でき、地域づくりや社会資源づくりに関して具体的な取り組みのきっかけづくりが行える。

④第2層協議体設置案2

3) 合同開催による効果

- ・双方の会議において、同じような課題を検討する必要がなくなる
- ・お互いが必要としている情報を共有することができる
- ・地域への働きかけの主体を統一できる
- ・連携体制を具体化でき、同じ目標に向かって専門分野の活動を強化できる

4) 開催の役割分担

- ・全体会の運営については、それぞれの協議内容について分担して準備を行い合同で開催する。
- ・部会については委嘱等を行わず、必要な委員が柔軟に参加できるように配慮する。また、必要に応じてそれぞれの部会へ参加できるようにする。

⑤第2層生活支援コーディネーターの役割

- ・ 第2層協議体の運営
- ・ 第1層協議体への参加・運営
- ・ 地区まちづくり委員会単位の課題把握活動
（地域座談会の運営や聞き取り活動等）
- ・ 圏域内の社会資源の把握、見える化作業
- ・ サービスや活動の担い手のネットワーク構築
- ・ 地域の支援ニーズとサービスの提供主体の活動マッチング
- ・ 地域ケア個別会議への出席
- ・ 個別課題の集約と地域課題化
- ・ 圏域内での社会資源開発やサービスの開発、人材の育成
- ・ 圏域内での人材育成

【生活支援コーディネーターの資格・要件等】

- ・ 地域におけるたすけあいや生活支援・介護予防活動の提供実績がある
- ・ 中間支援を行う団体で会って、中長期にわたって継続的な支援が可能である団体
- ・ 地域援助技術（コミュニティワーク）の知識があること